

平成 23 年度過疎対策予算案等の概要

1 予算 (案)

- (新)○過疎地域等自立活性化推進交付金 5.0億円 ※平成22年度の過疎地域等自立活性化推進交付金及び過疎地域集落等整備事業費補助金を統合、メニュー化
- ・過疎地域自立活性化推進事業
(生活の安心・安全確保対策、産業振興、集落の維持・活性化対策等のソフト事業を幅広く支援)
 - ・過疎地域集落再編整備事業
(定住促進団地整備、空き家活用事業等に対して補助)
 - ・過疎地域遊休施設再整備事業
(過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助)

2 地方債計画額

・過疎対策事業債	2,700億円(22年度2,700億円)
・辺地対策事業債	412億円(22年度 433億円)
計	3,112億円(22年度3,133億円)

3 税制改正 (案) <所得税・法人税>

(過疎地域における特別償却制度) 適用期限を2年延長

- ・ 過疎地域内で個人又は法人が製造業・旅館業・コールセンターの事業の用に供する設備等を新增設した場合、特別償却が認められる。

(過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税特例) 適用期限を3年延長

- ・ 過疎地域外にある建物等の事業用資産を譲渡し、当該事業年度に過疎地域内の事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みであるとき、譲渡益の一部に対する課税の繰り延べを認める特例措置。

過疎地域等自立活性化推進交付金

平成23年度予算(案) 5.0億円

実施主体: 過疎市町村等



(1) 過疎地域等自立活性化推進事業

先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援

- ・生活の安心・安全確保対策
- ・集落の維持・活性化対策
- ・移住・交流・若者の定住促進対策
- ・地域文化伝承対策

(予算額内訳 3.0億円<1事業あたり1,000万円>)



地域資源を活用した過疎地域の自立活性化の推進

(2) 過疎地域集落再編整備事業

- ・定住促進団地整備事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業

(予算額内訳 1.2億円<交付率1/2>)



定住促進空き家活用事業

(3) 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用して行う

- ・生産加工施設
- ・資料展示施設
- ・教育文化施設
- ・地域芸能・文化体験施設等の整備に対して補助

(予算額内訳 0.8億円<交付率1/3>)



過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長

過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長

過疎地域における税制特例措置は、議員立法である過疎地域自立促進特別措置法において具体的措置内容が規定されているものであり、過疎市町村が企業誘致に当たって提示できる数少ない有効なインセンティブとして、企業や旅館等の立地促進、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大に資するものである。

○ 過疎地域における特別償却制度

1 現行制度概要

過疎地域内で個人又は法人が製造業等の事業の用に供する設備等を新增設した場合、特別償却が認められる。

・対象設備

設備\業種	製造業	旅館業	コールセンター
建物、付属設備	○	○	○
機械、装置	○	×	○

・特別償却率 建物、付属設備 6/100 機械、装置 10/100

・取得価額 2,000万円超

2 改正内容

適用期限を2年延長。

(参考) 現行適用期限 改正適用期限
所得税・法人税: 平成23年 3月31日 → 平成25年 3月31日

○ 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例

1 現行制度概要

過疎地域外にある建物等の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置。

2 改正内容

適用期限を3年延長。

(参考) 現行適用期限 改正適用期限
所得税: 平成23年12月31日 → 平成26年12月31日
法人税: 平成23年 3月31日 → 平成26年 3月31日